

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」
に基づく平成 23 年度取組状況報告書

札幌市子どもの権利総合推進本部

子どもの最善の利益を実現するための
権利条例があるまち さっぽろ

| | | |
|-----|--|----|
| I | 平成 23 年度の取組状況について（総括） | 1 |
| II | 主な取組状況 | 4 |
| 1 | 子どもの意見表明・参加の促進 | 4 |
| (1) | 子どもの参加の充実と支援 | 4 |
| (2) | 市政や地域等への子どもの意見の反映 | 5 |
| (3) | 子どもの権利に関する施策実施状況の調査 | 7 |
| 2 | 子どもを受け止め、育む環境づくり | 9 |
| (1) | 子どもの居場所づくり | 9 |
| (2) | さまざまな活動を通じた人間関係づくり | 10 |
| 3 | 子どもの権利の侵害からの救済 | 11 |
| (1) | 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況 | 11 |
| (2) | 児童虐待への対応（札幌市児童相談所） | 12 |
| 4 | 子どもの権利を大切にす意識の向上 | 13 |
| (1) | 広報物の作成 | 13 |
| (2) | 普及啓発事業 「さっぽろ子どもの権利の日関連事業『子どもの権利フェスタ』」 | 14 |
| (3) | 出前講座等 | 14 |
| (4) | その他 | 14 |
| (5) | 学校教育における理解促進に向けた取組 | 15 |
| III | 子どもの権利に関する施策の推進及び検証体制 | 19 |
| 1 | 子どもの権利に関する推進計画 | 19 |
| 2 | 子どもの権利委員会の運営 | 20 |
| 3 | 検証体制 | 21 |

I 平成 23 年度の取組状況について（総括）

＊子どもの参加の促進・子どもの権利の理解促進＊

- 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「権利条例」という。）」を施行し、札幌市全体が一丸となり、子どもの権利を尊重したまちづくりを進めるため、子どもの参加の促進や子どもの権利の理解促進に努めたところである。
- 子どもの参加の促進では、「子どもの権利推進アドバイザー」による研修等の実施を 10 回（前年度 9 回）、「子どもサポーター養成講座」について 13 回、延べ受講者数 104 名（前年度 5 回、延べ受講者数 66 名）と、いずれも昨年度を上回る結果となった。
- 子どもの権利の理解促進では、出前講座やさまざまな機会を利用した広報普及活動について 109 回（前年度 106 回）と昨年度を上回っている。また新たな取組として、小中学生を対象とした「出前授業」を 6 校（小学校 4 校、中学校 2 校）で実施したほか、権利条例の認知度を高めるためのロゴを作成した。
- 新たな取組として、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等への支援について検討を進め、平成 24 年度より事業補助という形での財政的支援を実施する。
- 市政においては、さまざまな計画の策定や施策において、子ども向けのパブリックコメントや子どもとの意見交換をはじめ、子どもの参加の機会が 352 事例（前年度 308 事例）と昨年度を上回る結果となった。
- 地域においては、行事の企画・運営をはじめとして子どもが関わる事例が 97 事例見られた。また、児童会館をはじめとした主に子どもが利用する施設においても、子どもの意見を反映した仕組みづくりが進んでいる。
- 学校教育においても、教育委員会における各学校に対する日常的な指導や状況の中で、権利条例を直接の原因とし、他人の権利を侵害してまで権利行使をするような権利の濫用及びそれに伴う混乱といった事例は見受けられなかった。
- 「子どもの権利が守られていると思うか」という意識調査では、『思う』と回答した割合が前年度と同程度で推移している。引き続き施策を着実に実行するとともに、適切な評価・検証を進めていく。

市民意識調査結果（大人※1）

| 子どもの権利が守られていると思うか？ | | | |
|--------------------|--------|------------------|-----------------|
| | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
| 『思う』 | 41.0% | 43.9% (2.9ポイント増) | 43.5%(0.4ポイント減) |
| 『思わない』 | 25.3% | 26.4% (1.1ポイント増) | 28.9%(2.5ポイント増) |
| 分からない | 27.7% | 26.3% (1.4ポイント減) | 21.0%(5.3ポイント減) |

※1 各年度の「指標達成度調査報告書」の結果をまとめたもの。

参考：アンケート結果（子ども※2）

| 子どもの権利が守られていると思うか？ | | |
|--------------------|--------|-------------------|
| | H21 年度 | H23 年度 |
| 『思う』 | 48.3% | 65.7% (17.4ポイント増) |
| 『思わない』 | 21.3% | 9.3% (12.0ポイント減) |
| 分からない | 29.5% | 23.1% (6.4ポイント減) |

※2 子どもの結果については、21 年度が無作為抽出による調査であるのに対し、23 年度は、事業参加者等への郵送によるアンケート調査及び直接の聞き取りによる結果であり、調査方法が異なる。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

- 平成 23 年度 実績
 - 実件数 1,191 件
 - 延べ件数 4,186 件
 - 調整活動 19 件
 - 申立件数 1 件

| | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|------|--------|---------------|----------------|
| 実件数 | 1,278 | 1,171 (8.3%減) | 1,191 (1.7%増) |
| 延べ件数 | 3,571 | 3,788 (6.1%増) | 4,186 (10.5%増) |
| 調整 | 41 | 42 | 19 |
| 申立 | 3 | 1 | 1 |

() は前年度比

- 平成 23 年度の相談総数としては特筆すべき大きな変動はないが、相談者の内訳をみると、実件数 1,191 件中、子どもからの相談が 619 件(52.0%)と平成 22 年度に比べて 98 件(18.8%)増加している。この傾向は延べ件数で見た場合により顕著で、子どもからの相談が 3,063 件(72.7%)と前年度に比べて 732 件(31.4%)増加している。一方、母親からの相談は平成 22 年度に比べて実件数で 79 件(14.1%)、延べ件数で 295 件(24.1%)それぞれ減少している。
- 実件数が 20 件と微増にもかかわらず、延べ件数が 398 件増加したことの要因としては、子ども(特に中学生)からの相談の場合は、メールを使用することが多く、相談内容を把握するためにやりとりを重ねることが多いためだと思われる。
- また、調整活動件数が平成 22 年度に比べて 23 件(54.8%)減少しているが、児童相談所を調整先とする案件数は、平成 22 年度 11 件、23 年度 10 件とほぼ同程度であるが、学校を調整先とする案件数は、平成 22 年度 21 件、23 年度 7 件と、3分の1になっている。この主な要因としては、前述のとおり子ども本人からの相談が増加し、母親からの相談が減少したことの影響が考えられる。
- 子ども本人からの相談の場合は、相談員とのやり取りの中で気持ちが安定し、自ら解決に取り組んでいく事例の方が多くみられ、第三者の介入による問題解決手段としての調整活動を望むことが少ない傾向にある。一方、母親からの相談の場合は、自ら解決できる領域を超え、第三者の介入などにより問題解決を図ろうとする案件が子ども本人からの相談と比較すると多く、調整活動に結びつきやすい傾向にあるが、その件数が減少したことの影響が考えられる。

＊子どもの権利に関する教育委員会の取組＊

- 教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動が各学校において円滑に実施されるよう、平成23年度も教職員に対する研修や研究授業の実施、指導資料の作成等に取り組んだ。教職員研修では、対象者を拡大し、初任者研修で実施するとともに、ピア・サポート※に関連した研修も行った。また、学校において活用できる教材として、児童生徒向けの学習映像資料(DVD)を作成し、全市立学校に配布した。本資料は、子ども未来局が小学校4年生と中学校1年生に配布している子どもの権利に関するパンフレットの内容と関連をもたせたものであり、今後も、各学校において効果的な活用が図られるよう働きかけていく。

※ピア・サポート:子ども同士(仲間=peer)が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

- 校長や教員等が権利条例について、十分理解することができるように、教員を対象とした研修を実施した。

| 研修名 | 研修内容 | 参加者 |
|----------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 新任管理職研修 | 講義「子どもの権利を大切に 教育の推進」 | 校長・副校長 65名 |
| 10年経験者研修 | 講義「子どもの権利に関する 指導の在り方」 | 小・中・高教諭、養護教諭 102名 |
| 初任者研修 | 講義「子どもの権利に関する 指導の在り方」 | 小・中・高教諭 218名 |
| センター研修講座 | 講義「子どもの権利や命を守る」 | 教諭 28名 |
| | 講義・演習「いじめへの適切な 対応を考える」 | 教諭 59名 |
| 札幌市小中学校教育 課程研究協議会 | 説明「学校における子どもの 権利を踏まえた取組」 | 小学校校長、教員 347名 中学校校長、教員 204名 |

- 札幌市研究開発事業の研究課題として「子どもの権利に関する研究」を位置付け、研究推進校による公開授業を実施するとともに、実践研究会による児童生徒向け学習映像資料(DVD)を作成・配布した。

【研究推進校の取組】

| | |
|---------|---|
| 実施校 | 市立星置東小学校 |
| 実施日時/授業 | 平成23年12月1日(木) 授業:2年特別活動「みんなが心地よい学級生活をつくろう」 |
| 実施校 | 市立発寒中学校 |
| 実施日時/授業 | 平成23年12月14日(水) 授業:1年特別活動「学級の諸問題」 |

【実践研究会の取組】

| | |
|-----|---|
| 資料名 | 「子どもの権利に関する学習映像資料」 |
| 内容 | 権利条例の趣旨や内容に関する理解が促進されるように、児童生徒向け学習映像資料(DVD)を作成し、全市立学校へ配付した。 |



Ⅱ 主な取組状況

1 子どもの意見表明・参加の促進

(1) 子どもの参加の充実と支援

① 子どもの権利推進アドバイザー（平成 22 年度より実施）

主に市職員を対象に、市の施策や取組に子どもの権利の視点を取り入れるための指導・助言を行うことを目的として、設置している。

平成 23 年度は、薄木宏一氏（札幌市子どもの権利救済委員・弁護士）及び渡邊知樹氏（札幌学院大学 人文学部こども発達学科教授）の 2 名に委嘱した。

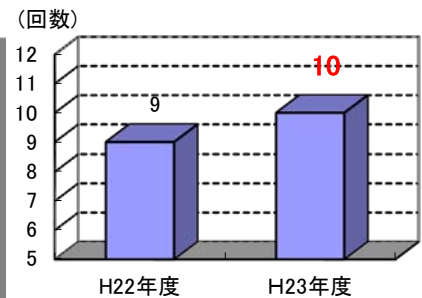
【地域団体での講演】



【職員研修での講義】



【利用実績】



② 子どもサポーター養成講座（平成 22 年度より実施）

主に子どもに関わる活動を行っている大人を対象に、子どもの参加を進めるためのノウハウ等を身につけることを内容とする講座を実施した。

平成 23 年度は、子どもとのコミュニケーションを考えるなどの基本的な技能について学ぶ「基礎編」と具体的な体験事例を通して、実践的な技能を学ぶ「実践編」を開催した。

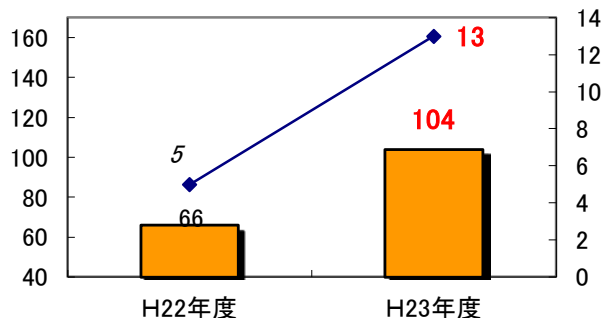
【講座の様子】



【実績】

(延べ人数)

(回数)



延べ受講者数

開催講座数

◆ 修了者の有志が集まり、地域の子ども関連事業を支援する団体「こどもスマイルサポート協議会」を設立

(2) 市政や地域等における子どもの意見の反映

① 子ども議会

子どもが市政に参加し、意見を表明する機会と位置づけ、およそ3か月にわたり話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめている。本会議では、子ども議員が議場で提案を發表し、市長等がこれに対して答弁を行う。また、決められたテーマ以外の市政に関することについても、子どもの意見を聞く場として活用されている。

【H23年度の実績】

○ 概要

- ・子ども議員数：55名
- ・委員会開催回数：8回

○ 提案項目

| 委員会ごとのテーマに基づく提案 | |
|-----------------|--|
| 個別 テーマ | (提案内容) ・魅力ある学校 ・市民防災センター ・外来種対策 ・円山動物園 |
| 共通 テーマ | 「10年後の理想の札幌」を共通のテーマに キャッチフレーズを作成 |

【実現した取組など】

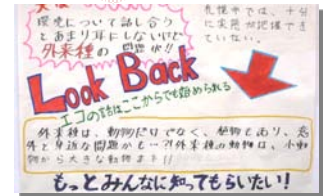
| | |
|-----|---------------------------------------|
| H23 | 市民防災センターでの防災学習を深める ワークシートの作成 |
| H22 | 地域の防犯意識向上のための花の種の配布 （「花いっぱい運動」のPR） |
| H21 | 小中学生に向けたワークライフバランス を周知するパンフレットの作成 |

【庁内部局が子どもの意見を聞く場として活用した事例】

- ・「さっぽろのおサイフ」の改訂に向けた意見交換
- ・男女共同参画
- ・手稲プールについて

手稲プールについて話し合い、
まとめた意見を発表

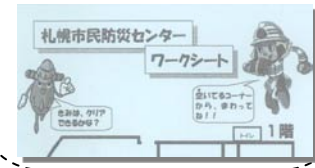
個別テーマの提案



キャッチフレーズ



子ども議員が提案した「市民防災センター・ワークシート」



② 市政における子どもの意見表明の機会の促進

子どもに大きく関わる計画や事業を立案する場合において、子どもを対象としたパブリックコメント、ワークショップやアンケートを実施するなど、市政運営に子どもの意見を反映する仕組みを拡大するよう、取組を進めている。

【H23年度の実践例】

| 項目 | 参加の内容 |
|-------------------------------|---|
| ・第3次札幌新まちづくり計画 ・行財政改革推進プラン | 出前講座の実施、子ども向けパブリックコメント『キッズコメント』による意見の募集と計画への反映 |
| ・まちづくり戦略ビジョン | 10年後の理想の札幌についてのキャッチフレーズづくり（子ども議会、ミニさっぽろ）・意見募集（児童会館、ミニ児童会館）・ワークショップ（海外ホームステイ経験者） |
| ・さっぽろ医療計画 | 子ども向けアンケート調査を実施し、計画本書に結果を掲載 |
| ・地域福祉社会計画 | 意見交換会に子どもが参加し、意見を発表 |
| ・男女共同参画計画 | 次期計画の策定にあたり、意見を聞くためのワークショップを開催し、男女共同参画審議会に報告。その後審議会委員の感想等を添えた文書を参加者に送付 |
| ・児童会館のあり方検討 | ワークショップの開催 |

③ 子どもの意見を反映した施設づくり（子ども運営委員会）

札幌市にあるすべての児童会館・ミニ児童会館では、「子ども運営委員会」を設置し、子どもたち自身が利用に当たってのルールづくりや行事の企画運営などを行っている。

【目的】

子どもが、会館の運営等に参加し、自分たちの意見を反映できる仕組みを通じて主体的に関わることにより、会館への愛着を深めるとともに、地域活動への関心を育む。

【委員会数】

| | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 児童会館 | 104 | 104 | 104 |
| ミニ児童会館 | 55 | 60 | 67 |
| 合計 | 159 | 164 | 171 |

【活動内容】

委員の構成

小学生を中心とし、人数は会館によって異なる。会館によっては中高生がサポートしている場合もある。

定期活動

各委員会で決定（週に1回、月に1回など）

主な活動内容

体育室の利用の時間割の設定、遊びのルールについての話し合い
行事などの企画と運営、利用者の子どもの意見に対する回答



【活動の例（H23年度）】

- 『あそびの日本一周どうで show』（全館合同行事）
イーアス札幌を会場として、全国の児童館で行われている遊びの紹介を行った。
- 『ボランティアミッション』（円山児童会館）
介護老人福祉施設を訪問し、交流遊びやダンスの披露などで、入所者と交流を図った。
- 『子育てサロンスペシャル』（西野児童会館）
子育てサロンが休みとなる冬休み期間中に、小学生が乳幼児と遊んだり、読み聞かせを行った。

④ 「子ども運営委員会」の拡充

主に子どもが利用する施設において、施設運営に子どもの意見を反映されるよう、子どもの参加の機会の促進を図っている。

【青少年科学館「子ども科学会議」】

市内の小学生を対象にふだん抱いている科学館事業に対する思いを発表する場として意見・情報交換を実施。



【西岡公園「ヤンマ団&魚組」】

主に小学生を中心とし、西岡公園内に生息する昆虫や水辺の生き物の調査を行うとともに、調査結果の報告を行うなど環境に対する啓発活動も実施。



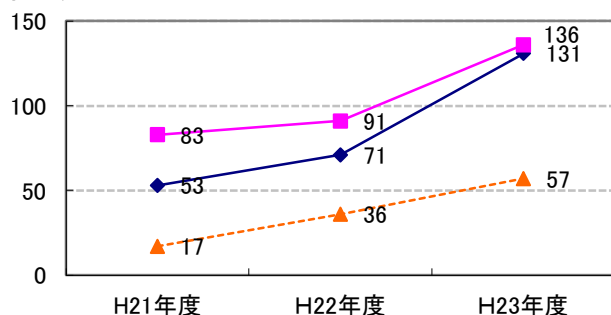
(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内（平成 21 年度より実施）

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【子どもに分かりやすい情報発信】

(事例数)



◆ ホームページ
 ■ パンフレット等
 ▲ その他

合計事例数

116 事例 (H21) → 128 事例 (H22)
 → 195 事例 (H23)

※複数に該当するものがあるため合計と一致しない。

【主な事例 (H23 年度)】

○子どもの権利に関するおすすめ本の展示（子ども未来局子ども育成部）

子どもの権利委員会委員が推薦する図書を「おすすめ本」として子どもの権利の日や中央図書館などで展示し、子どもの権利の啓発を実施

○インターネットトラブル対策ハンドブック（市民まちづくり局地域振興部）

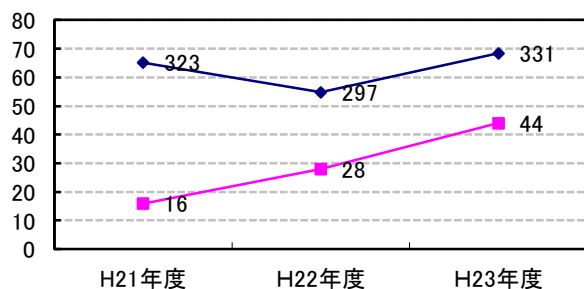
子どもが陥りやすいインターネットトラブルについて解説し、その対策等をまとめたハンドブックを作成し、市内の中学3年生全員に配布

○子ども向けホームページの開設（市長政策室政策企画部・改革推進部）

第3次札幌新まちづくり計画・行財政改革推進プランについての分かりやすい解説やキッズコメントに寄せられた子どもの意見に対する市の考え方などを掲載したサイトを開設

【子どもの参加】

(事例数)



■ 市政への参加※1

◆ 行事等への参加事例等※2

合計事例数

332 事例 (H21) → 308 事例 (H22)
 → 352 事例 (H23)

※複数に該当するものがあるため合計と一致しない。

※1 子ども向けのパブリックコメント・アンケート・ワークショップなど、市政への意見反映

※2 行事の準備、当日の発表、仕事の体験、行事への参加者を集計したもの

【主な事例 (H23 年度)】

○不登校・引きこもりに係る子どもとの意見交換（子ども未来局子ども育成部）

子ども議員や児童会館に通う中学生を対象として、「不登校」や「引きこもり」について子どもとの意見交換を実施

○円山動物園遊具広場の設計に係るアンケート調査（環境局みどりの施設担当部）

遊具設計にあたり、動物園内のイベント時に来園した保護者及び子どもに対し対面式のアンケートを実施し、子どもが遊具広場で行いたい遊びについて調査

○さっぽろ子ども食品Gメン体験（保健福祉局食の安全担当部）

保健所の“食品Gメン”（食品衛生監視員）の業務を通じ、食の安全について正しい知識と理解を深め、食の安心を実感してもらうために子ども向け体験型事業を実施

○子どもまちセン一日所長体験（市民まちづくり局市民自治推進室）

子どもが地域のまちづくりについて学び、参加のきっかけづくりとするため、小学校5・6年生 18人がまちづくりセンターの一日所長となり、地域のまちづくり活動取材し、子ども所長会議で市長に報告した。



○子どもまちづくり手引書作成（市民まちづくり局市民自治推進室）

まちづくりについて子どもに知ってもらうため、地域活動や札幌のまちづくりを紹介した手引書を、市内全小学校3年生を対象に配布。平成23年度は日本ハムファイターズ、コンサドーレ札幌の選手やキャラクターを起用し、子どもたちの興味を引き、学習意欲が高められるよう改訂を行った。



② 地域(平成23年度より実施)

地域団体等が実施し、まちづくりセンターが関わる事業における、子どもの参加の実践例などの取組状況について、調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

(事例数)

| 企画運営※1 | 行事への参加等※2 | 大人の取組※3 |
|--------|-----------|---------|
| 10 | 93 | 25 |

合計事例数 97 事例

※ 複数に該当するものがあるため合計と一致しない。

※1 行事等の計画段階から子どもが関わっている

※2 当日の手伝い、参加者としての参加など

※3 子どもの見守りなど、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組など

【主な事例（H23年度）】

○サマーフェスタ苗穂&子ども盆踊り（中央区苗穂まちづくりセンター）

地域間、世代間の交流を促進する場を提供することにより、コミュニティづくりを推進するために実施している。児童会館の来館児童や高校生が子ども向けのコーナーを担当し、事前にその内容の検討や制作準備を行った。

○幌北ウォーキング（北区幌北まちづくりセンター）

幌北小学校児童の呼びかけにより、小学生と地域が一体となって地域の健康づくりに取り組むため、小学校児童、地域、学生などが協力しながら、ウォーキング大会を開催。開会式の企画、参加証の作成のほか、当日の受付などを5年生児童が行った。

○みその子ども夏まつり（豊平区美園まちづくりセンター）

「子どもたちによる、子どもたちのための、子どもまつり」を趣旨として開催される夏まつりであり、催しの一つであるスタンプラリーは、児童会館の子ども運営委員会により企画運営が行われている。

○発寒北一斉環境美化事業（西区発寒北まちづくりセンター）

地域の子どもたちより提案があり、町内会、商店街、小中学校が連携して実施。活動の愛称の決定や、オープニングセレモニーの企画などで子どものアイデアを採用している。

○地域安全マップづくり（手稲区稲穂金山まちづくりセンター）

子ども自ら安全安心に注意し、危険な場所を回避する能力を身につけることができるよう、地域の大人が中心となりマップ作りを指導。授業の一環として実施し、子どもが自ら事前に準備し、当日地域をまわり、危険箇所等を発見した。

2 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの居場所づくり

① 放課後の居場所づくり

子どもが豊かに成長するためには、安心して自由に過ごせる場所を確保することが重要であることから、子どもにとって身近な地域における放課後の居場所づくりを進めている。

○児童会館

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、1中学校区に1館を基本とし、現在は104館整備している。

○ミニ児童会館の整備

校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用し、児童会館を補完するものとして整備している。

| | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 整備数 | 55 | 60 | 67 |

○中・高校生の居場所づくり

中学生、高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できるという場所として、居場所づくりを行っている。

・児童会館の夜間中高生利用「ふりーたいむ」

児童会館のうち、103か所において、週2回、中学生は夜7時まで、高校生は夜9時まで利用可能とし、スポーツ活動、音楽活動の練習や読書、勉強などに利用されているほか、自主的な行事の企画・実施なども行われている。また、職員との談笑や相談を目的とした来館もみられる。

・放課後の居場所「たまりんば」

性別にとらわれず一人ひとりが尊重される経験をとおして、中・高校生に男女共同参画センターの役割を知ってもらうため、同センターにおいて平成23年度より実施。楽しくリラックスした雰囲気の中で、大学生ボランティア(ピア・カウンセラー)とコミュニケーションを図る講座、調理実習、映画鑑賞等を実施し、放課後の新たな居場所にもつながっている。

② 学びの環境づくり

いじめや不登校といった子どものおかれた深刻な状況を踏まえ、不登校児童生徒の受け皿のひとつとなっているフリースクールなどの民間施設(以下「フリースクール」という。)への支援のあり方について、子どもが安心して過ごすことができるよう必要となる対策の検討を進めた。

【検討経過】

7月 市内のフリースクールを対象としたアンケート調査の実施

8月 不登校に関する子どもとの意見交換(2回)

- ― 不登校の子どもには、勉強を継続することだけでなく、対人関係や集団生活を学ぶ場も必要。
- ― 学校以外でも、自分の力を発揮できる場所で努力すれば、不登校による不利益も挽回できるのではないかと

9月 不登校対策の関係機関連携に係る懇話会(学識経験者、学校関係者、フリースクール関係者他)

【検討結果】

- フリースクールの現状**
- 不登校児童生徒のセーフティーネットとしての重要な役割
 - 経営基盤が弱いため継続・安定的な活動が困難な状況

⇒ 平成24年度から事業補助という形での財政的支援の実施

事業補助の概要(予定)

ア 配置職員の充実に係る経費の補助

- ・必要職員の確保
- ・カウンセラーの配置

イ 活動の充実に係る経費の補助

- ・教材、教具の整備
- ・体験学習、実習費
- ・施設借上料

(2) さまざまな活動を通じた人間関係づくり

① プレーパーク事業の推進

公園等を活用し、事前の協議のうえで規制を極力排除した子どもの遊び場である「プレーパーク」事業について、「札幌市プレーパーク基本方針」及び「プレーパーク事業推進要綱」を策定し、事業の推進を図っている。

【主な取組】

○普及啓発

- ・講演会の開催(106名が参加)
- ・市内の公園におけるモデル事業の実施(1,472人が参加)

○事業実施団体に対する活動費の助成

実施回数: 57回 参加者数: 2,277人



3 子どもの権利の侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第 33 条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動を行っている。

【目的】

子どもの権利条例第 33 条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること

【運営体制】

[委員等] 救済委員 2 名(臨床心理士、弁護士)、調査員 3 名、相談員 7 名
 [事務局] 4 名(うち、子どもの権利救済事務局長は子ども育成部長が兼務)
 [相談時間帯] 月曜日～金曜日:10 時～20 時、土曜日:10 時～15 時



アシストセンターの
キャラクター

【特徴】

- ・権利侵害に限らず幅広く相談を受ける
- ・相談の延長としての調整活動、申立て・自己発意に基づく調査・調整・勧告等を行うことができる
- ・通話料のかからない子ども専用電話を設置している
- ・メール相談を導入している

【相談実績】

| | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|------|--------|---------------|----------------|
| 実件数 | 1,278 | 1,171 (8.3%減) | 1,191 (1.7%増) |
| 延べ件数 | 3,571 | 3,788 (6.1%増) | 4,186 (10.5%増) |
| 調整 | 41 | 42 | 19※ |
| 申立 | 3 | 1 | 1 |

※H23 年度の調整活動 19 件(延べ 99 回)の調査、調整先
 → 学校 7 件、児童相談所 10 件(うち、虐待通報 6 件)その他 2 件

() は前年度比

【寄せられた声】

<子どもから>

- ・仲の良かったグループから避けられている、こない辛い思いをするなら友だちはもう作りたくない。
- ・周囲の視線が怖い、褒め言葉も自分をけなしているように感じる。

<保護者から>

- ・言い返せずに友だちを叩く、教えたことの応用が利かないなど、他の子どもと比べて心配になる。
- ・級友による嫌がらせが続き、学年が変わっても状況が変わらないので不安だ。

【他機関との連携】

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民 18 機関が参加)」を開催(年 2 回)。アシストセンターのようす



(2) 児童虐待への対応

児童虐待については、平成 23 年 9 月から電話による「子ども安心ホットライン」を児童相談所内に設置したほか、各区役所においては、虐待通報があった際の初期調査を行う主査の配置(平成 22 年度)、家庭児童相談室の設置(平成 23 年度)を行い対応を強化している。

【児童相談所における児童虐待相談の状況】

・児童虐待取扱件数

| H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-------------|--------------|-------------|
| 620 (0.2%減) | 478 (22.9%減) | 437 (8.5%減) |

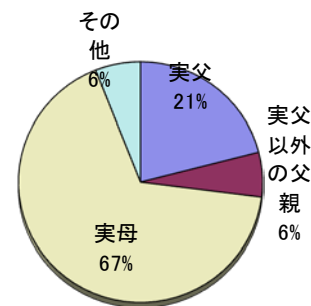
() は前年度比

・児童虐待通告受付件数

| | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 通告件数 | 736 (26.5%増) | 814 (10.6%増) | 710 (12.8%減) |

() は前年度比

・主な虐待者 (H23 年度)



【区役所における児童虐待相談の状況】

・児童虐待取扱件数

| H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|--------------|--------------|------------------|
| 188 (84.3%増) | 208 (10.6%増) | 432 (107.7%増) ※1 |

() は前年度比

※1 H23 年度から家庭児童相談室を設置

・児童虐待通告受付件数

| | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|------|--------|--------|--------------|
| 通告件数 | —※2 | 217 | 187 (13.8%減) |

() は前年度比

※2 H21 年度まで、虐待通告は児童相談所で計上

【相談・対応体制の強化に向けた取組】

児童虐待等の子どもを取り巻く環境に対応するため、児童相談所が量的・質的に充実し、専門性について高度化を進める必要があることから、平成 23 年 3 月に「札幌市児童相談体制強化プラン」を策定し、実施可能なものから、着手していくこととしている。

- ・区役所の相談・支援機能の強化(「家庭児童相談室」の設置。23 年 4 月)
- ・24 時間電話相談(「子ども安心ホットライン」の運用開始。23 年 9 月)
- ・オレンジリボン地域協力員の創設(23 年 11 月)
- ・要保護児童対策地域協議会の活性化等による関係機関との連携強化



オレンジリボン
(子どもの虐待防止の啓発)

4 子どもの権利を大切にすること意識の向上

(1) 広報物の作成

① パンフレット

権利条例の内容や具体的な事例を紹介するパンフレットや救済機関を紹介するリーフレット等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

| 区分 | 種類 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 主な配布先 |
|-------------|-------------------|----------|----------|----------|--------------------------------------|
| 条例 | パンフレット (小学生) | 58,000部 | 21,000部 | 18,000部 | 初年度:小学4年生以上全員 H22年度~:新小学4年生全員 |
| | パンフレット (中学生) | 58,000部 | 18,000部 | 18,000部 | 初年度:中学生全員 H22年度~:新中学1年生全員 |
| | パンフレット (一般・高校) | 43,000部 | 10,000部 | 10,500部 | 高等学校、保育園、児童会館など |
| | チラシ | 163,000部 | 18,000部 | 16,500部 | 初年度:小中生徒児童保護者全員 H22年度~:小学校児童保護者 |
| 子どもアシストセンター | リーフレット | 174,000部 | 60,000部 | 60,000部 | 初年度:小中学校児童生徒全員 H22年度~:新小学1・4年生全員、 |
| | カード | 167,000枚 | 167,000枚 | 167,000枚 | 小中学校児童生徒全員 |
| | ポスター | 2,800枚 | 3,000枚 | 700枚 | 小中学校、特別支援学校等に配布 |
| | チラシ | — | 6,700枚 | 2,000枚 | |

【条例パンフレット】



【救済機関リーフレット等】



※H23年度よりデザインを変更

② ニュースレター

子どもの権利に関するニュースレター、子どもの権利救済機関のニュースレターを各年度2回発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

| 名称 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 主な内容等 |
|----------------------|------------|------------|------------|-------------------------|
| 子どもの権利ニュース (一般向け) | 各 6,400部 | 各 6,400部 | 各 6,200部 | 地域や市政における子ども参加の具体的事例 |
| 子ども通信 (子ども向け) | 各 4,900部 | 各 5,000部 | 各 5,200部 | 学校、地域、市政における子ども参加の具体的事例 |
| あしすと通信 (主に保護者向け) | 各 161,500部 | 各 163,000部 | 各 163,000部 | 活動状況や相談から見える子どもたちの姿など |



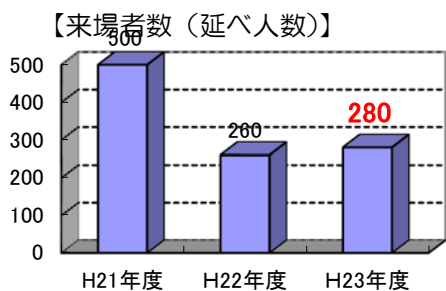
子ども通信「編集会議」

中学生が記事の作成、写真選定、レイアウトの構成を話し合う会議を実施。

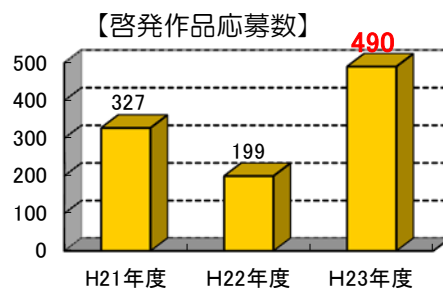
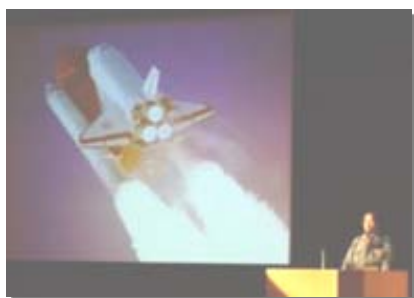
(感想)

- ・自分たちの活動が紹介できて面白かった。
- ・めったにできない体験ができてよかった。

(2) 普及啓発事業「さっぽろ子どもの権利の日関連事業『子どもの権利フェスタ』」
 権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」にちなんで、講演会や子どもの活動報告など、市民が広く参加できる事業を実施。



【講演会の様子】

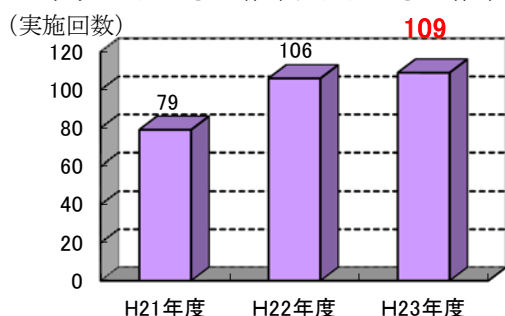


【子どもの活動報告の様子】



(3) 出前講座等

子育てサロン利用者及びボランティア、PTA・校長会など学校関係者、地域団体等を対象に子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する講座を開催。



小中学生向け「出前授業」(6回実施)

(感想)

- ・自分や友だちのお互いの権利を守り、一人ひとりが幸せに暮らせるようにしたい。
- ・地域をよりよくしていくことで、すべての人が幸せに安心して暮らせる世の中になることが分かった。

(4) その他

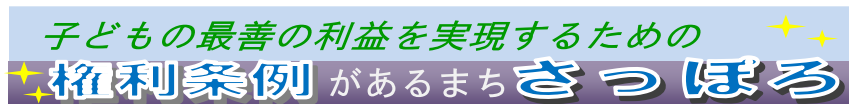
広報さっぽろ、テレビ広報番組、子ども向けイベントとタイアップした啓発事業においてパネル展示や啓発物品を配布するなど、広報活動を実施。また、権利条例のPRロゴを作成し、市民向けの印刷物等に掲載。

【友遊キッズランド】



【権利条例PRロゴ】

【啓発物品】



(5) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施

ア 教育センター等における研修

子どもの権利の理念を生かした教育活動が、各学校においてより一層充実し、また、権利条例の趣旨等が子どもや保護者に正しく理解されていくためには、校長や教員が条例について十分に理解していることが求められる。

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び、10年経験者・初任者を対象とした研修や、一般教諭向けの教育センター研修講座を実施するとともに、全小中学校参加の「小中学校教育課程研究協議会」において説明を行った。

【新任管理職研修】

| | |
|---------|--|
| 実施日時/対象 | 平成 23 年 4 月 20 日 (水) …新任管理職(校長・副校長 65 名参加) |
| 内 容 | 講義「子どもの権利を大切にされた教育の推進」 講師:教) 指導担当課長 新たに昇任した校長等に対して、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるために、条例の趣旨を踏まえた教育のより一層の充実に関わる説明を行った。 |

【10年経験者研修】

| | |
|---------|---|
| 実施日時/対象 | 平成 23 年 8 月 11 日 (木) …10年経験者研修受講者(小・中・高教諭、養護教諭 102 名参加) |
| 内 容 | 講義「子どもの権利に関する指導の在り方」 講師:教) 指導担当係長 校外外でこれから中心的な役割を担っていく 10年経験者に対して、子どもの権利の考え方や実践例を紹介した。 |

【初任者研修】

| | |
|---------|---|
| 実施日時/対象 | 平成 23 年 12 月 1 日 (木) …初任者研修受講者(小・中・高教諭 218 名参加) |
| 内 容 | 講義「子どもの権利に関する指導の在り方」 講師:教) 指導担当係長 初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。 |

【教育センター研修講座】



| | |
|---------|---|
| 実施日時/対象 | 平成 23 年 8 月 1 日 (水) …教諭 28 名参加 |
| 内 容 | 講義「子どもの権利や命を守る」 講師:田中燈一弁護士(田中法律事務所) いじめや少年事件の事例等をとおして、学校事故の対応について学んだ。 |
| 実施日時/対象 | 平成 23 年 8 月 17 日 (木) …教諭 59 名参加 |
| 内 容 | 講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」 講師:平野直己准教授(北海道教育大学)他市立学校教諭2名 いじめについての具体的な事例をもとに、ピア・サポートの活用例等、いじめの予防と対応について協議した。 |

【札幌市小中学校教育課程研究協議会】

| | |
|---------|---|
| 実施日時/対象 | 平成 23 年 12 月 5 日 (月) …市内小学校校長、教員(347 名参加) 平成 23 年 12 月 8 日 (木) …市内中学校校長、教員(204 名参加) ※すべての市立小中学校から 1 名以上の一般教諭が参加 |
| 内 容 | 説明「学校における子どもの権利を踏まえた取組」 講師:教) 指導担当課長 |

イ 学校における研修

権利条例施行後、教育委員会では、各学校における研修で活用できるように、権利条例に関する資料を作成している。これらの研修用資料は、権利条例の趣旨を踏まえ、学校における子どもへの具体的な関わり方等について示しており、各学校での研修で、より一層活用されるように啓発を図ってきた。

| 【平成 21 年度】 | |
|---|--|
| 資料名 | 「子どもの権利に関する指導の手引」 |
| 内容 | <p>条例の基本的な考え方や実践の展開例などを掲載し、全教員に配布した。</p> <p>I 活用に当たって</p> <p>II 幼稚園における実践展開例</p> <p>III 小学校における実践展開例</p> <p>IV 中学校における実践展開例</p> <p>V 高等学校における実践展開例</p> |
|  | |
| 【平成 22 年度】 | |
| 資料名 | 「校内における教員研修用資料(原稿付きプレゼンテーション資料)」 |
| 内容 | <p>「子どもの権利に関する教育研究協議会」において作成した読み原稿付きのプレゼンテーションデータを全市立学校に配布した。</p> <p>《研修内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「子どもの権利」とは 2 大人・教師の役割 3 「参加する権利」の考え方 4 学校における取組 |
|  | |

② 研究開発事業による研究の実施

各市立幼稚園・学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市研究開発事業において子どもの権利に関する研究を実施した。

本研究においては、教材の開発や指導方法の工夫等について授業を通して検証する「研究推進校」と、児童生徒向け学習映像資料(DVD)を作成する「実践研究会」を設置し、実践的な調査研究を行うことを通して、子どもの権利の理念を生かした教育の普及・啓発を図ることとした。


| | |
|------|---|
| 研究主題 | 子どもの権利の理念を生かした教育に係る、教材や指導方法の工夫等に関する実践的研究 |
| 研究内容 | <p>○研究推進校による研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校及び中学校の研究推進校において、学級活動や児童会・生徒会活動等における子ども参加に関わる授業の指導案づくりと公開の授業実践を行い、研究の検証を行った。また、研究成果を教育委員会ホームページに掲載し、普及啓発を図った。 … 星置東小学校、発寒中学校 <p>○実践研究会による研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践研究会において、子どもの権利条例の趣旨や内容に関する理解が促進されるように、児童生徒向け学習映像資料(DVD)を作成し、全市立学校へ配付した。 … 学校長1名、教諭6名、子)子どもの権利推進担当係長、教)指導担当 |

ア 公開授業の実施


子どもの権利の理念を生かした特別活動の授業を、小学校 1 校、中学校 1 校で公開した。小・中学校とも、権利条例の中で示された子どもの権利のうち、「参加する権利」の「自分の意見を表明すること」について扱った。

子どもたちは、話し合いを通して、自分の考えを伝えることとともに、自他の考えを認め合うことの大切さに気付くことができた。

【小学校特別活動の授業公開】

| | |
|---------|--|
| 実施校 | 市立星置東小学校 |
| 実施日時/授業 | 平成 23 年 12 月 1 日(木) 授業: 2 年特別活動「みんなが心地よい学級生活をつくろう」 |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・本授業では、特別活動の学級会における話し合い活動を通して、条例の中で示された子どもの権利のうち、「参加する権利」の「自分の意見を表明すること」について扱った。 ・子どもたちは、1年生との交流集会で遊ぶゲームについて、「1年生と一緒に楽しむ」という観点で話し合いを進め、自分の考えを伝えることや友だちの考えを認めることの大切さを学んでいった。 ・小学2年生という発達の段階を考慮し、子どもたちに「権利」として認識させるところまでは扱っていないが、このような経験の積み重ねにより、自他の意見を尊重する態度が育まれていく。  |
| 参加者 | 学校関係(7名)、市議会議員(2名)、一般市民・学生(8名)、報道(1名)、子ども未来局(2名)、教育委員(2名)、教育委員会事務局(3名) |

【中学校特別活動の授業公開】

| | |
|---------|---|
| 実施校 | 市立発寒中学校 |
| 実施日時/授業 | 平成 23 年 12 月 14 日(水) 授業: 1 年特別活動「学級の諸問題」 |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・本授業では、特別活動の学級会における話し合い活動を通して、条例の中で示された子どもの権利のうち、「参加する権利」の「自分の意見を表明すること」について扱った。 ・子どもたちは、学級会において、学級目標の達成度を検証することにより、学級や個人の課題を見つけ出し、残り3か月の学級のスローガンについて話し合った。「もっとよいクラスになるために」という観点で話し合う中で、自分の考えを伝えることや友だちの考えを認めることの大切さを学んでいった。 ・中学生という発達の段階から、子どもたちには意見を表明することは「権利」であり、それは互いに尊重されるべきであるということも意識させる授業となった。  |
| 参加者 | 学校関係(10名)、一般市民(4名)、報道(1名)、子ども未来局(3名)、教育委員(1名)、教育委員会事務局(7名) |

イ 子どもに対する啓発活動

「子どもの権利」に関する研究開発事業において、児童生徒向け学習映像資料(DVD)を作成し、全市立学校に配布した。この学習映像資料は、子ども未来局が小学校4年生と中学校1年生に配布している子どもの権利に関するパンフレットの内容と関連をもたせ、子どもの権利条約や条例の成り立ち、4つの権利の内容等についてまとめたものである。今後も、各学校において様々な場面で活用されるように働きかけを続けていく。

子どもの権利に関する学習映像資料概要(児童生徒向けDVD：9分55秒)

制作 札幌市教育委員会
編集 子どもの権利に関する教育実践研究会



1
タイトル「みんなで考えよう 子どもの権利！」



2
効果音：チャイム
画像：学校図書館の様子



3
女子：何を見ているの？
男子：ユニセフのパンフレットを見ているんだけど、僕たちと同じくらいの子どもの写真が載っているんだ。
女子：本当？見せて。



4
女子：この子は、地面に寝ているわ。
男子：先生、この子は何をしているの？
先生：これは外国の「ストリートチルドレン」と呼ばれる子どもで、住む家がなく路上で生活しているんだよ。



5
男子：この写真の子は何をしているのかな？
先生：この子は学校へ行かずに、家の仕事を手伝っているんだ。小さな子どもでも家庭の労働力として働いている国や地域が、世界にはたくさんあるんだよ。

Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進及び検証体制

1 子どもの権利に関する推進計画

権利条例第46条に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を平成23年3月に策定。計画期間は平成23年度～26年度。

【基本理念】

子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現

【基本目標】

1. 子どもの意見表明・参加の促進
2. 子どもを受け止め、育む環境づくり
3. 子どもの権利の侵害からの救済
4. 子どもの権利を大切にする意識の向上



【策定経過】

| | | |
|---|-----|--------------------------|
| H21年 | 11月 | 子どもの権利委員会へ諮問 |
| H22年 | 10月 | 札幌市長あてに答申書が手交 |
| | 12月 | 計画の素案を公表、市民意見の募集（大人、子ども） |
| 【市民意見】 319名（大人47人（団体3含む）、子ども272人） 486件（大人117件、子ども369件） | | |
| H23年 | 3月 | 策定・公表 |

【子どもとの意見交換】

答申や計画素案の策定の際や策定以降、学校や施設を訪問し、子どもの権利や学校・地域での活動に関することなどについて、子どもと意見交換を合計10回実施。



2 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。平成23年11月に委員の任期満了に伴い、新たに高校生3人を含む14人に委員を委嘱し、第二期札幌市子どもの権利委員会として活動を開始した。

【目的】

権利条例第47条に基づき、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証すること。

【委員】

- ・委員数:14人(公募委員 大人3名、高校生3名を含む)
- ・委員の分野:学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者、公募委員

【審議経過】

第1期 (H21.11.30~H23.11.29)

<平成21年度;3回>

主な議事 子どもの権利に関する施策実施状況調査、子どもに関する実態意識調査

(諮問) 子どもの権利に関する推進計画のあり方について

<平成22年度;9回>

主な議事 子どもの権利救済機関運営状況、条例に基づく平成21年度の取組状況や推進計画の内容について

(答申) 子どもの権利に関する推進計画のあり方について

<平成23年度;3回>

主な議事 子どもの権利救済機関運営状況、条例に基づく平成22年度の取組状況、今後の広報活動のあり方について

(提案) 子どもの権利委員会おすすめ本の紹介

【第1期】



【手交式】



【おすすめ本の一部】



第2期 (H23.11.30~H25.11.29)

<平成23年度;2回>

主な議事 委員会の位置付け等についての確認、今後の検証のあり方について

(諮問) 子どもを受け止め育む環境づくりについて

【第2期】



【高校生委員】

～委員会を振り返って～

子どもたちとの意見交換など、とても素敵な体験ができた。委員会を通して他の高校生にはできない経験をでき本当によかった。

最初はなかなか発言できなかったが、少しずつ自分の意見を言えるようになった。委員が終わっても積極的に市政に関わっていきたい。

委員会は普通にしていては分からないことをたくさん教えてくれた。学んだことを生かし、なにごとにも積極的に取り組みたい。

3 検証体制

子どもの権利に関する施策の推進のより一層の推進を図ると同時に、市の内部委員会である「子どもの権利総合推進本部」をはじめとした施策の検証及び進捗管理を進めるとともに、市議会への報告をはじめ、外部委員会である「子どもの権利委員会」における施策の検証を進めていく。

【推進・検証体制】

